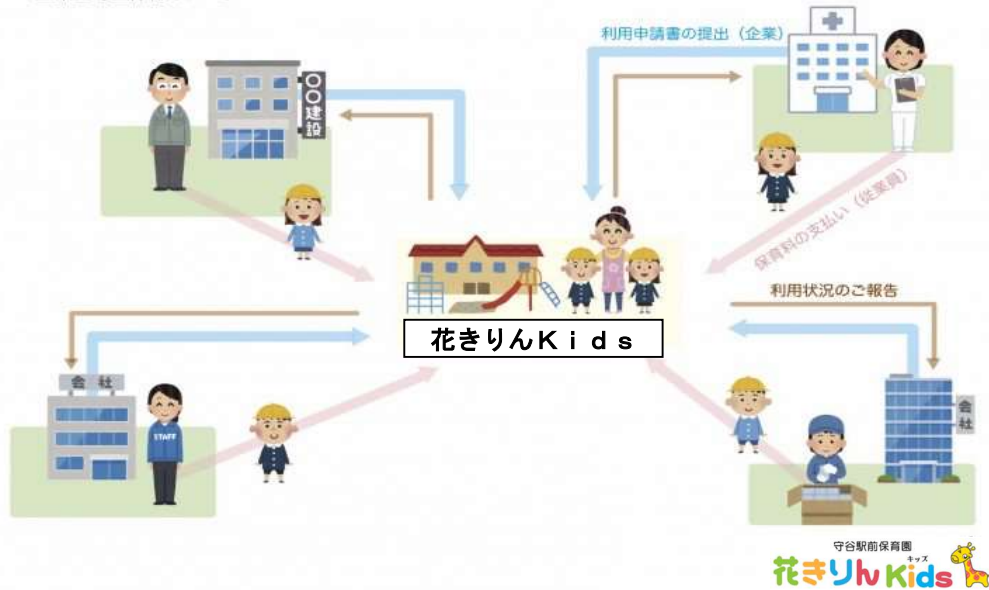


## 企業主導型保育園への入園について

### 内閣府所管・企業主導型保育事業

企業主導型保育事業は、国が従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成28年度に創設されました。

企業主導型保育イメージ



花きりんKidsは、内閣府所管の「企業主導型保育事業」の認定を受け開園した新しい保育園です。社会保険加入事業所が負担している「子ども子育て拠出金(旧:児童手当拠出金)」という税金を財源としているため、社会保険加入事業所の従業員(社会保険未加入のパート社員を含む)のお子さんを優先的(全定員の51%以上)にお預かりいたします。守谷市内外に事務所を構えるさまざまな事業所の従業員のみなさまにご利用いただけます。

#### ① 市の利用調整が必要ありません

- 企業主導型保育園への入園手続きは、市への申請・利用調整の必要がなく、社会保険加入事業所と保育園との契約により入園を行うことができます。
- 市の選考が行われる認可保育所と比べ、入園条件を満たせば入園することが可能です。
- 育児休暇終了前に「慣らし保育」を行えるため、職場への復帰が行いやすくなっています。

#### ② パートタイマーでも利用可能です

- 認可保育所の選考は、フルタイムで勤務される方が優先されるため、パートタイマーのお子様は「入園保留」となるケースが多くあります。
- 企業主導型保育施設の場合は、パートタイマーでも入園が可能です。

### ③ 保育料に上限があります

- 乳児クラスでは、企業主導型保育施設は国からの助成を受けているため、保育料は基準によって上限が定められています。また「入園料」もありません。
- 幼児クラスは「保育の無償化」の対象となっております。

### ④ 「従業員枠」と「地域枠」の2種類の契約方法があります

#### 従業員枠

- 社会保険加入事業所の従業員様は、お勤めの事業所様と保育園との契約により入園が行えます。
  - 企業主導型保育園は、社会保険加入事業所が負担している「子ども子育て拠出金(旧:児童手当拠出金)」の税金を財源としているため、地域枠よりも優先的に入園が行えます。
- ※定員に空きがない場合は入園ができない場合がありますのでご了承ください。

#### 地域枠

- 勤務先が社会保険加入事業所ではない方を対象となり、受入れ人数に制限があります。
- (例) 公務員、自営業者、フリーランスなど

### ⑤ 契約に関して

- 貴社が、自治体及び関係機関に申請を行う必要はございません。契約後は自動更新となり、年度ごとの手続きの必要はございません。
- 費用は全て無料となります。契約後も費用は一切かかりません。
- 該当する従業員様が退職する場合、手続き等の必要はありません。
- 当園と従業員様との間にトラブル等が発生した場合、貴社様に責任は一切発生せず、関与・対応等の必要もございません。
- 他の従業員様が利用なさる場合は、本契約をもって従業員枠として入園が行えます。
- 契約の中途解約も行えます。

### お問い合わせ先

- お問い合わせは下記までご連絡をお願いいたします。

〒302-0110  
茨城県守谷市百合ヶ丘 3-2618-1  
株式会社ウェルビー  
守谷駅前保育園花きりん Kids  
電 話 0297-46-2880  
メー ル kids@wellbee.biz

#### 当園 HP の QR コード



# 見本

## 花きりん Kids 共同利用に関する協定書

（以下、甲という）と 株式会社 ウェルビー（以下、乙という）とは、甲が雇用する従業員等（以下、保護者という）の子（以下、対象児という）が、乙の設置運営する企業主導型保育園「花きりん Kids」（施設概要は末尾記載、以下、本園という）を利用することについて、次の通り利用協定（以下、本協定という）を締結する。

### 第1条（目的）

本協定は、対象児が本園を利用するために、甲乙間で適正、円滑に運営するために必要な基本的内容を定める。

### 第2条（契約期間）

本協定の有効期間は、令和 年 月 日から、令和 年 月 日までの1年間とし、期間満了日の1ヶ月前までに意思表示なき場合、自動更新され、以降同様とする。

### 第3条（対象児）

本園を利用する対象児は、居住する市町村が保育認定した、産休明け以降の未就学児とする。

### 第4条（甲の費用負担）

本協定の締結に伴う、甲の初期費用及び月額費用等の負担は発生しないものとする。

### 第5条（利用定員、利用料金、保育時間及び定休日等）

本協定に基づく本園の利用人数、利用料金、保育時間及び定休日等は、別紙覚書にて定める。

### 第6条（対象児の有無、雇用関係）

本協定は、対象児が在籍していない状況にあっても有効とする。

2 当園利用中に退職など雇用関係が終了した場合、甲及び保護者は速やかに乙へ通知するものとする。また、当該対象児は所定条件のもと利用継続できる場合がある。

### 第7条（法令の遵守）

乙は子ども子育て支援制度に基づく児童福祉法、児童福祉施設最低基準をはじめとする関係法令を遵守し適正な運営体制を保持するものとする。

### 第8条（守秘義務および個人情報の保護）

甲及び乙は、本協定に基づき相手方から提供された営業上その他の情報及び個人情報について、本協定以外の目的に供することを禁ずる。

### 第9条（事故等の報告および損害賠償）

乙は、事故等の予見性を十分に配慮して安全な保育に努め、万が一、保育中に対象児の事故等による怪我、所持品等の毀損滅失などが発生した場合、速やかに保護者へ通知、解決にあたるものとする。

#### 第 10 条（不可抗力）

甲は本園が風水害、大地震等の天変地異、感染症等などの流行拡大及び感染蔓延を予防するために、安全な保育運営が不可能と判断した場合、一時的に休止及び閉鎖し本園の指示による利用自粛・解除及びその期間の設定をすることに同意する。

#### 第 11 条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、その役員及び従業員がいわゆる反社会的勢力ではなく、またその関係者が経営及び資金供与などに関与するものではないことを誓約する。反社会的勢力との関係が認められた場合、自らまたは第三者を利用して暴力的示威行為、法的責任を超える不当な要求、脅迫的言動、風説の流布、信用棄損、偽計妨害等を行った場合は、第 13 条所定の催告を経ずに本協定を解除し得るものとする。

#### 第 12 条（解約）

本協定を中途解約する場合、解約しようとする日の 2 ヶ月前までに相手方に書面で通知する。

#### 第 13 条（解除）

甲乙は、保護者が正当な理由なく保育料等の納付を怠った場合、その他、甲乙が本協定を継続し難い事象がある場合、相手方に書面を持って催告の上、本協定を解除することができる。

#### 第 14 条（信義誠実）

本協定に定めなき事項や疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議解決するものとする。

以上、甲乙異議なく同意したので、本協定書を 2 通作成、記名押印し、各々 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲

乙 茨城県守谷市立沢 950 番 1  
株式会社ウェルビー  
代表取締役 菅谷 努

#### 【施設概要】

名称・所在地	花きりん Kids	茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目 2618 番 1
設置運営者・所在地	株式会社ウェルビー	茨城県守谷市立沢 950 番 1
構造規模・面積	木造平屋建、計 203.81 m <sup>2</sup> (61.65 坪)	
事業内容	企業主導型保育事業（認可外保育施設、内閣府所管）	
認可定員	30 人（0～5 歳児）	

## 見 本

## 覚 書

(以下、甲という)と 株式会社ウェルビー (以下、乙という)とは、  
甲乙が、令和 年 月 日付で締結した「花きりん Kids 共同利用に関する協定書」(以下、「協定書」という)に付帯して、次の通り覚書(以下、「本書」という)を交わす。

- (1) 利用形態及び保育対象児  
・企業主導型保育事業所における企業枠(共同利用企業枠)  
・0~5歳児の企業主導型保育事業による保育とする
- (2) 開園時間 基本開所時間 7:00 ~ 19:00  
但し、保育ニーズや職員の配置状況により前後する場合があります
- (3) 利用定員 花きりん Kids 定員0~5歳児 計30人  
うち甲の利用可能人数は計2人とする  
※年齢別及び全体定員は、実際のニーズ等に応じ変動し得るものとする  
※クラス分けは毎年3月31日現在の満年齢による
- (4) 休日 日曜、国民の休日、年末年始(12月29日~1月3日)  
※利用児のいない日及び時間帯については閉園する場合あり
- (5) 利用区分及び利用料金 下記月額保育料及び後述の実費とする

利用区分	週5日以上	週4日以内
利用日	月 ~ 土	
利用時間	月~金 7:00~19:00 (うち延長保育 18:01~19:00) 土 7:30~18:30	
0歳児	37,100円	27,000円
1、2歳児	37,000円	
3歳児	26,600円	20,000円
4歳児以上	23,100円	17,000円
備考	・第2子以降は半額	

- (6) 保育の無償化 花きりん Kids は、保育の無償化対象施設  
0~2歳児は住民税非課税世帯等の証書及び支給認定証(保育認定3号)、3~5歳児は支給認定証(保育認定2号)の提出を持って、(5)の所定料金に関し無償とする。ただし、以下にあげる食費及び実費については対象外となり、所定金額を徴収する。

## 実費

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
延長保育料	月~金 18:01~19:00 ※19:00を過ぎた場合も同額	50円/15分毎
おむつ代 (おしりふき代含む)	年齢、利用枚数に関わらず定額 ※入園月は入園日より3段階の期間割、 退園月は退園日に関わらず右記料金	月額3,300円
コットカバー	年齢、利用枚数に関わらず定額 ※入園月は入園日より3段階の期間割、 退園月は退園日に関わらず右記料金	月額1,000円
食食用エプロン 手口拭きシート	年齢、利用枚数に関わらず定額 ※入園月は入園日より3段階の期間割、 退園月は退園日に関わらず右記料金	月額800円
衛生管理費	おむつ処理費、布団乾燥費	月額各550円
行事参加費	当園が年間予定表にて定めるもの	実費
提携スクール費	英会話教室等	実費
軽食代	希望者への夕方の軽食	1食110円
食費	3~5歳児	主食費1,100円 副食費4,500円
傷害保険料	日本スポーツ振興センター「災害共済給付」に加入	年額315円
写真代	インターネット販売、料金は販売委託業者に支払い	1枚110~275円

システム維持費	登降園システム・連絡・配信アプリケーションの維持管理費	月額 880 円
再振替手数料	残高不足等で再振替する場合	1 回 100 円
保育用品費	通園リュック (3~5 歳児)	4,250 円
	通園かばん (0~2 歳児)	880 円
	カラー帽子	1,080 円
	おたよりケース	290 円
	ベッド防水シート	(1000)2,800 円 (1300)3,500 円
	自由画帳	280 円
	クレヨン	750 円
	のり	210 円
	おどろぐ皿	590 円
	粘土	380 円
	粘土板	550 円
	粘土ケース	350 円
	月間絵本 (2~5 歳児)	実 費

※1 課税項目は税込

※2 教材、消耗品等は商品の改廃番により仕様や金額が変更となる場合がある。

※3 利用料金については、当園が定める期限までに支払うものとする。

尚、正当な理由がなく2ヶ月分以上滞納した場合、退園とする場合がある。

※4 提携スクールの利用にあたっては、別途利用申込等が必要な場合があり、その他利用における詳細は提携先約款等に従うものとする。

(7) 料金収納 保護者は、当月分の利用料を次の方法により支払うものとする。

①口座振替により、翌月の乙が指定する日に振替（金融機関休業日の場合、翌営業日）

②口座振替の手続き中は、乙の指定する銀行口座（請求書等に記載）宛の振込（振込手数料は甲の利用者負担）

※トラブル防止のため、現金持参の収納は行わない

(8) その他 本書に記載ない項目については、都度文書等にて通知、同意を得るものとする。

以上、甲乙異議なく同意したので、本書を2通作成、記名押印し、各々1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

乙 茨城県守谷市立沢 950 番 1

株式会社ウェルビー

代表取締役 菅谷 努